

議案第 5 号

埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 2 6 日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 3 4 7 号）の公布に伴い、埼玉西部消防組合消防手数料条例についても所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合消防手数料条例（平成25年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。